

平成30年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	こども家庭課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
35,010	平成 31 年 ～ 35 年度				35,010	

【事業の目的】

- (1)平成30年度貸付決定、平成30年度貸付開始分
 学校入学後にひとり親家庭となった場合、家庭や資金調達の事情の変更があった場合等、学校入学後に貸付けが必要となった場合において随時、相談申請を受け、在学期間中の修学資金の貸付けの決定を行うため。
- (2)平成30年度貸付決定、平成31年度貸付開始分(早期決定分)
 平成31年度の入学決定(平成31年2月～3月)後、修学資金の貸付けに係る相談・申請を受け、速やかに(平成30年度内に)貸付決定を行うため。

【事業の内容】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が現に扶養している児童等が、経済的理由により修学が困難な場合に、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学に修学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等として貸付けを行うもの。
 ※平成30年度から大学院も対象となる見込み

【これまでの関連する取組み】

平成29年度まで鳥取県で福祉資金貸付業務を実施

【今後の取組み】

中核市移行に伴い、平成30年度から本市で福祉資金貸付業務を開始